

	<b>号外</b> 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	月例給・一時金・各 手当の改善は県職 労の頑張りによる もの！今こそ組合 加入して更なる改 善を勝ち取ろう！
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階 岩手県職員労働組合	

## 2025確定闘争⑩-職場 差額支給は年内に実施予定

【月例給・一時金】改定内容は次に示すとおり

- ①月例給：公民較差(10,975円、3.03%)に基づき引上げ。行政職(I)の改定額は表-3のとおり。紙面の都合上範囲を限定しているため、この表に無い方は問合せ願います。
- ②一時金：公民較差(0.05月)に基づき引上げ。当該月数は期末・勤勉手当でそれぞれ0.025月の配分となる。改定後の月数は表-1のとおり(0.04月は勤勉手当成績上位者の原資に回されるため、実際の支給見込み月数はカッコ内の月数となる)。

表-1 改定前後の一時金支給月数(2025年度、常勤職員・会計年度任用職員)

区分	基準日	支給日	期末手当	勤勉手当	改定後合計	改定前合計	差
6月期	6月1日	6月30日	1.250月	1.050月 (1.030月)	2.30月 (2.28月)	2.25月 (2.23月)	0.05月
12月期	12月1日	12月10日	1.275月	1.075月 (1.055月)	2.35月 (2.33月)	2.30月 (2.28月)	0.05月
総計			2.525月	2.125月 (2.085月)	4.65月 (4.61月)	4.60月 (4.56月)	0.05月

※注1. 2026年度は6月・12月期共に期末手当1.2625月・勤勉手当1.0625月(1.0425月)

注2. 再任用職員は2.40月から2.45月に引上げ(0.05月の増)

【各種手当】現時点で判明している改定内容は次に示すとおり

- ①宿日直手当：監督的業務は7,700円(300円の増)、一般業務は4,700円(300円の増)
- ②交通用具利用者の通勤手当：表-2のとおり。

表-2 交通用具(自家用車)利用者の通勤手当

距離区分(D)	改定後支給額	改定前支給額	差	備考
2km ≤ D < 4km	2,100円	2,100円	—	改定なし
4km ≤ D < 6km	3,400円	3,400円	—	改定なし
6km ≤ D < 8km	4,600円	4,600円	—	改定なし
8km ≤ D < 10km	5,700円	5,700円	—	改定なし
10km ≤ D < 12km	6,900円	6,900円	—	改定なし
12km ≤ D < 14km	8,100円	8,100円	—	改定なし
40km ≤ D < 45km	26,700円	23,700円	3,000円	
60km ≤ D < 65km	38,900円	34,800円	4,100円	
80km ≤ D < 85km	52,600円	45,900円	6,700円	
100km ≤ D	66,400円	51,500円	13,900円	距離区分新設

※注1. 上表以外の距離区分については改定後の額が明らかになっていないもの。

- ③作業(支援)班に従事した場合の防疫等作業手当(と殺、焼却、埋却等の直接関与作業)
- ・日中(5時~22時)：4,000円/日 夜間(22時~5時)：5,000円/日
- ④運営班に従事した場合の防疫等作業手当(車両の消毒や集合施設での後方支援作業)
- ・日中(5時~22時)：2,000円/日 夜間(22時~5時)：2,500円/日

※④は、診察結果により作業支援班から運営班の手伝いに変更となった場合を含む。

表－3 改定前後の月例給及び支給(見込)差額・2026年度年収増(見込)額

年齢	大卒						
	号給	改定前	改定後	差	支給差額	年収増額	備考
22歳	1-29	227,300	239,300	12,000	174,685	199,320	
23歳	1-33	231,700	243,700	12,000	174,905	199,320	
24歳	1-37	236,200	247,600	11,400	166,964	189,354	
25歳	1-41	240,000	251,000	11,000	161,710	182,710	
26歳	1-45	243,300	253,700	10,400	153,709	172,744	
27歳	2-17	254,400	265,100	10,700	158,347	177,727	
28歳	2-21	258,600	269,200	10,600	157,196	176,066	5年経験で 2級へ
29歳	2-25	262,700	273,300	10,600	157,401	176,066	
30歳	2-29	266,100	276,600	10,500	156,210	174,405	
31歳	2-33	269,300	279,700	10,400	155,009	172,744	
32歳	3-23	292,200	302,700	10,500	160,666	176,825	
33歳	3-27	296,900	307,400	10,500	160,913	176,825	
34歳	3-31	301,500	311,900	10,400	159,770	175,141	
35歳	3-35	306,500	316,800	10,300	158,648	173,457	主査発令
36歳	3-39	340,800	351,500	10,700	165,985	180,193	
37歳	4-27	340,800	351,500	10,700	169,304	182,659	
38歳	4-31	347,100	357,800	10,700	169,650	182,659	
年齢	高卒						
	号給	改定前	改定後	差	支給差額	年収増額	備考
18歳	1-9	195,800	208,000	12,200	175,832	202,642	
19歳	1-13	202,400	214,500	12,100	174,801	200,981	
20歳	1-17	208,800	220,800	12,000	173,760	199,320	
21歳	1-21	215,100	227,100	12,000	174,075	199,320	
22歳	1-25	221,600	233,600	12,000	174,400	199,320	
23歳	1-29	227,300	239,300	12,000	174,685	199,320	
24歳	1-33	231,700	243,700	12,000	174,905	199,320	
25歳	1-37	236,200	247,600	11,400	166,964	189,354	
26歳	1-41	240,000	251,000	11,000	161,710	182,710	
27歳	1-45	243,300	253,700	10,400	153,709	172,744	
28歳	2-17	254,400	265,100	10,700	158,347	177,727	
29歳	2-21	258,600	269,200	10,600	157,196	176,066	10年経験で 2級へ
30歳	2-25	262,700	273,300	10,600	157,401	176,066	
31歳	2-29	266,100	276,600	10,500	156,210	174,405	
32歳	2-33	269,300	279,700	10,400	155,009	172,744	
33歳	2-39	273,900	284,100	10,200	152,517	169,422	
34歳	2-43	276,900	286,900	10,000	149,945	166,100	
35歳	2-47	279,700	289,600	9,900	148,724	164,439	
36歳	3-35	306,500	316,800	10,300	158,648	173,457	主任発令
37歳	3-39	311,800	322,000	10,200	157,543	171,773	
38歳	3-43	317,000	327,100	10,100	156,432	170,089	

※注1. 上表は標準モデル(4号俸昇給、在職年数どおりの昇格)で算定。

注2. 一時金支給月数は4.61月で算定。勤勉手当の成績は良好な場合で算定。

# 今こそ組合に加入しよう！

今回示した労働条件・職場環境の改善は、県職労の頑張りによって実現したものであり、働く者みんなが労働組合に結集しなければ今後の実現は成しえないものばかりです。また、労働組合が人事当局と協議すべき継続課題も多々あります。数は力です。今こそ組合に加入しましょう。特に若年層の皆様には、差額支給(高卒の場合今年度は組合費2年9ヶ月分に相当)をはじめ、組合費負担を補って余りある効果があります。

組合加入届は県職労HP (<https://www.iwatekensyoku.or.jp/>) からダウンロード  
提出はお近くの組合事務所(書記局)又はFAX019-625-2421へ！